

介護用品(紙おむつ等)支給事業の対象者が要介護1・2の方まで拡大されます

これまで、介護用品(紙おむつ等)を必要としている在宅の要介護者(要介護度3～5)及び重度の身体障害者の方や介護する家族に対して、経済的・精神的負担の軽減を図るため引換券の配布を行っていましたが、平成31年度から支給対象者を拡大し、要介護度1・2の方に対しても支給します。

【対象者】 潮来市に住所があり、在宅生活をしていて、以下のいずれかに該当する方

- ①要介護認定を受けていて、要介護度1～5の方
- ②身体障害者手帳1級又は2級の方

要介護度1・2(拡大分)	月額 2,500円分
要介護度3	月額 2,500円分
要介護度4・5	月額 5,000円分
身体障害者手帳1級又は2級	月額 5,000円分



【申請方法】 本人又は家族が申請書に記入後、地区の民生委員に意見欄を記入してもらい、潮来市社会福祉協議会(潮来市辻765)へ提出してください。

※申請書は、高齢福祉課及び潮来市社会福祉協議会でお渡しています。

【申請開始】 4月1日(月)～(土日祝日は除く)

※4月現在、要介護度1・2の認定を受けている方へ

今回に限り、5月末日までに申請していただくことで、4月分に遡り引換券を配布します。

【お問合せ】

高齢福祉課 ☎63-1111 内線127・126 潮来市社会福祉協議会 ☎63-1296

重度心身障害者医療福祉制度(マル福)が改正されました

平成31年4月から重度心身障害者マル福における認定要件に新たに「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」が加わりました。

医療福祉費支給制度(マル福)は、健康保険証を使って病院などにかかった場合の、自己負担分の費用を公費で助成する制度です。重度心身障害者マル福の場合は、窓口負担はありません。

受給には、窓口での申請が必要となります。詳細は、お問合せください。

重度心身障害者医療福祉制度(マル福)の認定要件

～平成31年3月まで	平成31年4月～(改正後)
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級・3級内部障害 ・療育手帳マルA・A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・特別児童扶養手当1級 ・障害年金1級 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級・3級内部障害 ・療育手帳マルA・A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・特別児童扶養手当1級 ・障害年金1級 ・精神障害者保健福祉手帳1級

4月からマル福受給を希望される方は、4月中に精神障害者保健福祉手帳・健康保険証・印鑑・身分証明書を持参のうえ、市役所市民課2番窓口にて申請手続きをしてください。

※申請が5月以降の場合は、申請月からの受給開始となります。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122